

令和2年度「里親月間（里親を求める運動）」実施要綱

1 趣 旨

里親（ファミリーホームを含む。以下同じ。）制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難になった又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度であり、わが国の社会的養護の重要な柱となっている。

養育者が替わらない安定した家庭を基盤とする里親制度は、子どもが基本的信頼感や豊かな生活体験を得ることができ、将来家庭生活を築く上でのモデルとすることなどが期待できることから、家庭での養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることを原則（家庭養育優先原則）としている。

本月間は、厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市区町村や、児童福祉施設、フォスタリング機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、①地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、②新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、③里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させることのないよう里親支援の充実を図り、併せて、④里親組織の育成等に取り組むことにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とするものである。

このため、厚生労働省としては、月間期間中、里親制度に関する普及啓発等を重点的に行い、官民を含め社会全体で支援する気運を高めることとしているところであり、地方公共団体や関係団体等においても、これを契機に既存の取組を点検し里親委託推進のための更なる取組を進めるなど、里親委託の飛躍的な拡大に向けて全国的な運動の展開をお願いする。

2 期 間

令和2年10月1日から同月31日までの1か月間とする。

ただし、この運動の効果をあげるため各地の実情に応じて上記期間を変更しても差し支えないものとする。

3 主 唱

厚生労働省、公益財団法人全国里親会、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

4 協 力

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団、全国児童相談所長会、全国民生委員児童委員連合会、全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人日本 PTA 全国協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国地域活動連絡協議会、NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

5 基本的な取組方針

月間期間中、次の基本的な方針により取り組むものとする。取組を進めるに当たっては、これらの取組が効果的なものとなるよう、重点取組期間としての成果目標を設定することが望ましい。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、フォスタリング機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

(参考) 里親月間における厚生労働省の取組

- ① SNS、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、雑誌等の広報媒体物を活用し、里親制度等の普及を呼びかける広報啓発を実施。
- ② 里親制度等の普及を図り、国民の関心を高めるためにシンポジウムを実施。
- ③ 公共交通機関等で里親制度の普及啓発用ポスターの掲示等を行うとともに、ポスター・リーフレットの電子データを都道府県等に送信。
- ④ 永く里親として児童を養育し、その功績が顕著である者を対象として、厚生労働大臣表彰及び感謝状の贈呈を実施。
- ⑤ 映画「朝が来る」とタイアップし、里親制度等の重要性などを広く国民に伝えるため、厚生労働省のホームページに特設サイトを開設するとともに、都道府県や市区町村の各公共施設等に普及啓発用ポスターの掲示等を実施。
- ⑥ 都道府県等が地域の実情に応じて里親制度の普及啓発や里親支援に関する様々な取組を行う場合に国庫補助事業（里親養育包括支援（フォスターリング）事業）により支援。